

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の納付が困難となった人に対し、国が定める基準に基づく国民健康保険税の減免を実施します。

対象となる人は以下のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人  
→国民健康保険税を全額免除
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～③すべての要件を満たす世帯の人  
→国民健康保険税を一部減額  
要件：世帯の主たる生計維持者について  
①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること  
②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること  
③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

申請にあたり、申請書および収入を証明する書類などが必要になります。

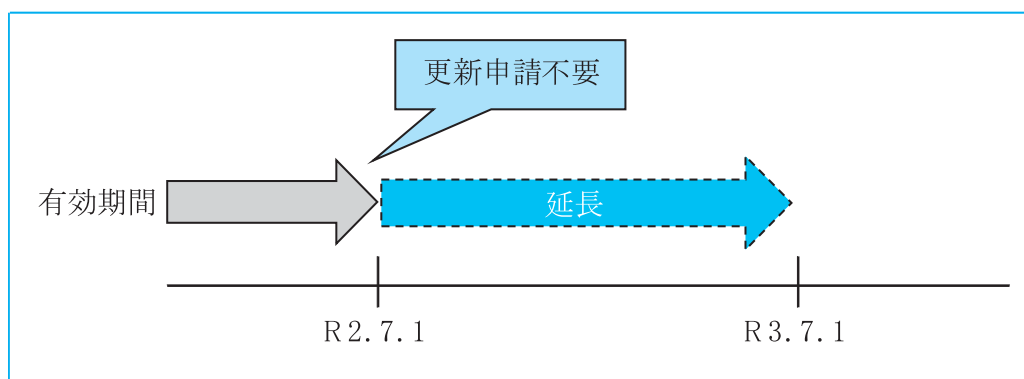
詳細については、税務課にお問い合わせください。

☎税務課 ☎32-1103

### 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、  
自立支援医療(精神通院医療)の受給者証の有効期間を自動で1年間延長します。

- ◆令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する人全員について、有効期間をそれぞれ1年間延長します。
- ◆現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効とみなされますので、窓口でそのままお使いいただけます。延長のための手続きは不要です。  
※延長後の有効期間の満了日は、「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。  
(例)受給者証の有効期間の満了日：令和2年6月30日  
延長後の有効期間の満了日：令和3年6月30日



- ◆ただし、通院する病院や薬局を変更したい場合については、従来どおり、下記窓口へ変更申請が必要です。
- ◆精神障害者保健福祉手帳と同時申請の人については、次回更新時に診断書の提出が必要になる場合がありますのでご注意ください。
- ◆そのほか、受給者証の記載事項などに変更が生じた場合(自己負担上限月額の変更、住所の変更、加入保険の変更など)は、下記窓口へ「変更申請」や「変更届」を行ってください。

☎健康福祉課 ☎32-1105